

# 身体的拘束等適正化における指針

## I 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者及び入所者の生活の自由を制限するものであり、利用者及び入所者（以下、利用者等）の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

（具体的な考え方）

1. 身体拘束は廃止すべきものである
2. 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
3. 安易に「やむを得ない」で身体拘束や不適切なケアを行わない
4. 身体拘束・不適切なケアを許容する考え方はやめるべきである
5. 全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
6. 創意工夫を忘れない
7. 身体拘束廃止・虐待予防に向けてありとあらゆる手段を講じること
8. やむを得ない場合入所者・ご家族の方に対する十分な説明を持って身体拘束を行うこと
9. 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らないこと（常に「0」を目指すこと）
10. 利用者等の人権を一番に考慮すること
11. 福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと

## II 身体拘束廃止に向けた体制

### （1）身体的拘束等適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて「身体的拘束等適正化検討委員会」を設置する。

以下、①～⑤を適切に実施するための担当者を各部門の生活相談員とする。ただし、居宅介護支援事業所においては管理者とする。

身体的拘束等適正化検討委員会は3ヶ月に1回以上開催し、次の事を検討する。

- ① 身体的拘束等適正化に関する指針等の見直し
- ② 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。
- ③ 身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ④ 教育研修の企画・実施
- ⑤ 日常的ケアを見直し、入所者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。

### （2）身体的拘束等適正化検討委員会の構成員とその役割

（施設長）

身体的拘束等適正化検討委員会の責任者。

ケア現場における諸課題の総括責任。

（生活相談員・介護支援専門員）

身体的拘束等適正化における措置を適切に実施する。

身体的拘束等適正化に関する職員教育。

医療機関、家族との連絡調整。

家族の意向に添ったケアの確立。

施設のハード、ソフト面の充実。

チームケアの確立。

記録の整備。

(介護職員・看護職員等)

拘束がもたらす弊害を正確に認識する。

利用者等の尊厳を理解する。

利用者等の疾病、障害等による行動特性の理解する。

利用者等とのコミュニケーションを十分にとる。

記録は正確かつ丁寧に記録する。

利用者等の心身の状態を把握し基本的ケアに努める。

(3) 職員研修に関する基本方針

- ・ 新人採用時に、身体的拘束適正化の研修を実施する。(新人職員研修内にて実施する。)
- ・ 年2回の施設内研修において、身体的拘束等に関する教育を行うための研修をする。
- ・ 身体的拘束等適正化に関する研修など外部研修にも積極的に参加する。

### III 施設内で発生した身体的拘束等の報告等のための方策に関する基本方針

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）または他の入所者（利用者）等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」

【介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブル
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなど体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

【身体的拘束等行わずにケアを行なうために（3つの原則）】

1. 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する

身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアをする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

## 2. 5つの基本ケアを徹底する

### (5つの基本的ケア)

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や転倒しやすい状況をつくらないようにすることが重要である。

#### ① 起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは臥床して天井をみていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

#### ② 食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいである。また脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べる事はケアの基本である。

#### ③ 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていけば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながる事になる。

#### ④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になりまた周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

#### ⑤ 活動する (アクティビティ)

その人の状態や生活暦に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽・工芸・園芸・ゲーム・体操・家事・ペット・テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるが、いずれにせよその人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

## 3. 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす

「言葉による拘束」(スピーチロック)にも配慮をする必要がある

※スピーチロックとは・・・

言葉によって入所者の行動を抑制し、制限したりする介護者の「言葉による対応」を指す。

- ・スピーチロックは身体的な拘束をしているわけではないが、身体拘束と同等の効果があるとして入所者の自由を奪う拘束行為になる。
- ・スピーチロックを受けた入所者は、介護者の声かけによって精神的な自由を奪われ、自由な行動を妨げられる。

### 【具体的な事例】

「ちょっと待ってて！」 「動いたらダメ！」 「早くして！」

「座ってて！」 「立ち上がらないで」 「どうしてそんなことをするの」

「早く食事して」 「何度言ったらわかるの！」

※別紙1 身体的拘束廃止フローチャート参照

#### IV 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）または他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処出来ないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

##### ① 3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体的拘束適正化検討委員会」等で検討、確認し記録しておく。

<切迫性> 利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者等本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

<非代替性> 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者等本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替え手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

<一時性> 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

##### ② 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

###### (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者等の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて協議を行う。基本的に個人的判断で行わないこと。

###### (2) 利用者等本人や身元引受人（家族）に対する説明

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。説明は生活相談員またはそれに準ずる者で行う。仮に事前に身体的拘束について施設としての考え方を利用

者等や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

### (3) 記録と再検討

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その内容及び時間、その際の利用者等の心身の状況緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。具体的な記録は「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を使用する。

記録には日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧して頂けるようにする。

### (4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、身元引受人（家族）に報告する。

尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、身元引受人に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

## V 入所者等に対する当該マニュアルの閲覧について

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人 HP においていつでも閲覧が可能な状態とする。

また、各部署にある「各種マニュアル」に綴り、全ての職員に周知する。

## VI その他身体的拘束等の適正化の推進のために考察する事

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、介護サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む必要がある。

- ・ マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・ 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束を行っていないか。
- ・ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・ 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等おこなっていないか。
- ・ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

附則

平成 23 年 4 月 1 日制定

令和 2 年 2 月 1 日改正（虐待防止関連を加える）

令和 3 年 4 月 1 日改正（法改正により居宅部門を加え、身体拘束関連と虐待防止  
関連を別として表記）

令和 3 年 7 月 1 日改正（虐待防止関連を削除）